②学校単位の情報

ａ）「生徒納付金」等

| 学科名 | 入学金 | 授業料（年間） | その他 | 備考（任意記載事項） |
|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| 修学支援（任意記載事項） | | | | |
| | | | | |

ｂ）学校評価

| 自己評価結果の公表方法 | | |
|---|---|---|
| （ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） | | |
| 学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） | | |
| | | |
| 学校関係者評価の委員 | | |
| 所属 | 任期 | 種別 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 学校関係者評価結果の公表方法 | | |
| （ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） | | |
| 第三者による学校評価（任意記載事項） | | |
| | | |

ｃ）当該学校に係る情報

| （ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） |
|---|
| |

備考　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。

**○文部科学省令第七号**

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第二項、第三項及び第五項並びに第十七条の二第一項並びに独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第八条の二第二項、第四項ただし書及び第五項、第八条の三第二号並びに第八条の四の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日　文部科学大臣　柴山　昌彦

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に掲げる対象規定にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （認定のための選考）<br>**第二十条**　法第十四条の規定により機構が学資の貸与を行う場合及び法第十七条の二の規定により機構が学資の支給を行う場合の認定は、学資の貸与又は支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が次条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項に規定する選考により行うものとする。<br>2　前項の認定は、学資の貸与又は支給を受けようとする者が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行ってはならない。<br>一　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として本邦に在留する者<br>二　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者<br>三　出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、同表の永住者又は永住者の配偶者等に準ずるとその在学する学校の長が認めたもの<br>3　第二十三条の三に定めるもののほか、第一項の申請に関し必要な事項は、機構が定める。 | （認定のための選考）<br>**第二十条**　法第十四条の規定により機構が学資の貸与を行う場合及び法第十七条の二の規定により機構が学資の支給を行う場合の認定は、機構が選考により行うものとする。<br>［項を加える。］<br>［項を加える。］ |